

岩崎ひろしの「駆けある記」

困った時には
「なんでも相談」



発行 日本共産党「なんでも相談」 / 日本共産党 岩崎ひろし事務所

連絡先 横浜市戸塚区上倉田町 509-1

電話 045-865-0074 Fax 045-865-0594

ホームページ

岩崎ひろし 検

目 次

◆ 第101回 申し入れ（項目 1113・～1120・） 実施日 2020年6月19日	1
1 1 1 3・ 深谷中学校裏手付近～深谷団地に通じる道路 凸凹路面の修復を要望	1
1 1 1 4・ 東俣野町 1521～1580 付近の道路 凸凹路面の修復を要望	1
1 1 1 5・ 深谷町 293～1055（ハーモス深谷店付近）の道路 凸凹路面の修復を要望	2
1 1 1 6・ 深谷町 744 付近 道路わきの雑草の刈り取り要望.....	2
1 1 1 7・ 大坂上トンネル西側（汲沢町 163・5）の雑草 刈り取り要望.....	3
1 1 1 8・ 吉倉橋南側袂付近の雑草刈り取りを要望	3
1 1 1 9・ 芹が丘空き地の雑草刈り取り要望（再再度）	4
1 1 2 0・ 横浜市特別定額給付金に関する相談窓口の対応改善及び体制強化を要望	4

[駆けある記]

戸塚区役所・戸塚土木事務所・戸塚駅周辺開発事務所・戸塚警察署への申入れ項目

申し入れ項目（各項目の頭の番号は、従来からの通し番号です。）

◆ 第101回 申し入れ（項目1113・～1120・）

実施日2020年6月19日

《戸塚土木事務所》

1113・ 深谷中学校裏手付近～深谷団地に通じる道路 凸凹路面の修復を要望

深谷中学校裏手付近～深谷団地に通じる宇田川沿い道路（深谷町152～39付近）の路面が劣化して凸凹がひどく通行の支障になっています。路面の改修を要望します。



宇田川沿い道路（深谷町152～39付近）の路面の状況（撮影6月16日）

《戸塚土木事務所》

1114・ 東俣野町1521～1580付近の道路 凸凹路面の修復を要望

東俣野町1521～1580付近、道路の路面が劣化して凸凹がひどく通行の支障になっています。路面の改修を要望します。



東俣野町1521～1580付近の道路 凸凹路面の状況（撮影6月16日）

《戸塚土木事務所》

1115・ 深谷町 293～1055（ハーモス深谷店付近）の道路 凸凹路面の修復を要望

深谷町 293～1055（コープかながわハーモス深谷店付近）の路面が劣化して、凸凹がひどく通行の支障になっています。路面の改修を要望します。



深谷町 293～1055（ハーモス深谷店）の道路 凸凹路面の状況（撮影 6月16日）

《戸塚土木事務所》

1116・ 深谷町 744 付近 道路わきの雑草の刈り取り要望

深谷町 744 付近（汲沢入口交差点～深谷小入口交差点に向かう左側）の道路わきの雑草については、申し入れ項目No.1041（2019年6月21日付）で対応していただいた同じ案件です。刈り取り実施後、季節も変り雑草が生い茂っています。

歩行者、自転車の通行に支障となっているため、道路わきの雑草の刈り取りを要望します。



深谷町 744 付近 道路わきの雑草の状況（撮影 6月16日）

《戸塚土木事務所》

1117・大坂上トンネル西側（汲沢町 163-5）の雑草 刈り取り要望

大坂上トンネル西側（汲沢町 163-5）の雑草については、申し入れ項目No.1080（2019年12月23日付）で対応していただいた同じ案件です。

雑草が生い茂り歩行者の妨げになっています。交差点の見通しが悪く、交通安全の支障になっています。交差点周辺の雑草の刈取りを要望します。



大坂上トンネル手前（汲沢町 163-5 付近）雑草の状況（撮影 6 月 16 日）

《戸塚土木事務所》

1118・吉倉橋南側袂付近の雑草刈り取りを要望

申し入れ項目No.708（2017年5月23日付）で対応していただいた同じ案件です。

吉倉橋南側袂（上倉田町 507 付近）の緑地には、雑草が生い茂り見通しを妨げ、通行者が左右安全確認をしにくくなっています。

吉倉橋南側袂の雑草の刈取りを要望します。



吉倉橋南側袂付近の雑草の状況（撮影 6 月 16 日）

《戸塚区役所》 《戸塚土木事務所》

1119・ 芹が丘空き地の雑草刈り取り要望（再再度）

申し入れ項目No.1092（2020年2月19日付）で対応していただいた同じ案件です。

申し入れ後4か月経ましたが、現場は何も処置されていないため野ネズミ、害虫の発生等で近隣住宅は一層困惑しています。

改めて、雑草刈り取り、清掃を実施するよう地権者に働きかけることを要望します。



芹が丘空き地の雑草の状況（撮影6月16日）

《戸塚区役所》

1120・ 横浜市特別定額給付金に関する相談窓口の対応改善及び体制強化を要望

横浜市特別定額給付金については、「日本にお住いの、すべての方へ。お一人につき10万円特別定額給付金はじまります ひとりひとりの暮らしのために。」（総務省）との案内チラシとともに申請書類等が各世帯に郵送されました。

特別定額給付金は国の制度ですが、本市では、「横浜市特別定額給付金」と名称を付けています。したがって、本市は、申請のあった方に給付するだけでは責任を果たしたことになりません。「すべての方（横浜市民）へ。給付する」まで手を尽くす必要があります。

その点で、横浜市特別定額給付金に関する専用の相談窓口が6月8日から戸塚区役所3階に設置されたことは適切な措置であったと評価しています。

しかし、区役所3階の「特別定額給付金相談窓口」の現状は、その役割を十分果たしているとは言えません。

窓口対応の状況を具体的に述べます。

「本人確認書類と通帳のコピーを同封せずに投函してしまった どうしたらよいか」と相談窓口に行ったところ、「給付金については区役所に権限が無いので、そうした場合にどう対応するのかお答えできない」、「横浜市特別定額給付金に関する問い合わせ先（0570-045592）で聞いてほしい」と言われ、電話したものの「何時間かけ続けても電話はつながらない」。そのため相談者は、「いったいどうすれば給付金が受け取れるのか」と途方に暮れています。

給付を受け取る市民の生活実態は様々で、申請書類をすぐに返送・提出できる人ばかりではありません。高齢者、障害のある方、要介護の方、入院中の方、「一人10万円・すべ

ての人が受けとれる」ことさえ知らない方など、申請書類を提出することすらできない市民がたくさんおられます。

様々な困難な条件のもとにある方たちが、「一人残らず給付金を受け取れる」ために、本市の対応が問われています。

国の制度である特別定額給付金は、横浜市の判断で制度を変更することはできません。しかし、本市には「すべての方へ。給付する」ための責任があります。給付金への期待は極めて大きく、切実です。相談窓口に来た相談者が、給付金を受け取るまで必要な支援を行う必要があります。

横浜市特別定額給付金を一人のもれなく届けきるために、区役所に設置されている相談窓口の「機能の強化・充実」、及び、「業務の執行体制の増強」を図ることを要望します。

2020年6月19日

日本共産党 横浜市議員 岩崎ひろし

連絡先 横浜市戸塚区上倉田町509-1

電話 045-865-0074 Fax 045-865-0594